静岡県産品シンボルマーク

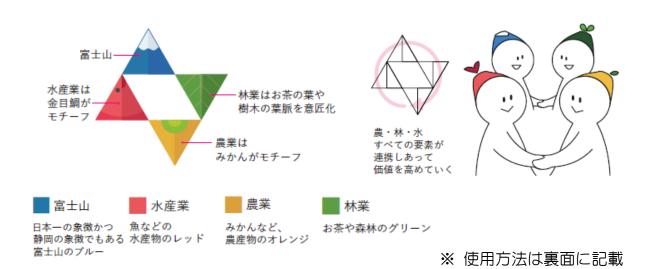
<目的>

本県産品の魅力を国内外に向けて効果的に発信し、県産品を積極的に 売り込むため、シンボルマークを作成



<展開例>

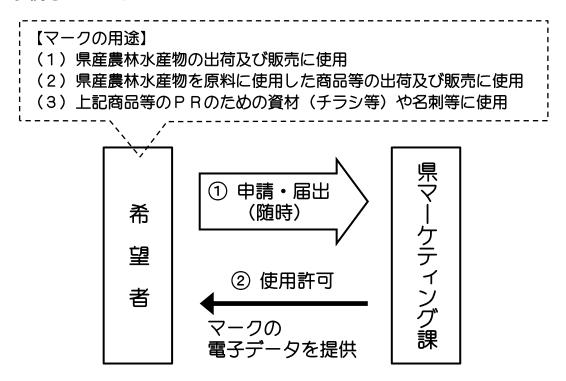




<使用方法>

静岡県産品シンボルマーク使用取扱要領に定める申請又は届出を行い、県から使用許可を受けた場合に限り使用可能

~ 手続きイメージ ~



(備考)

- ・使用許可を受けた方は、無償でマークを使用できます(マークの表示に要する 経費は使用者の負担)
- ・ 不適切な使用*1や遵守事項*2に反する等の場合には、使用を認めない又は使用 許可を取消す場合があります
 - ※1 県産農林水産物又は加工品のイメージを失墜させた場合等
 - ※2 上記【マークの用途】の(1)及び(2)のケースにおいて、マークの表示とともに使用者の連絡先を明示すること、マークの使用に当たりガイドライン及び使用取扱要領に従うこと等

【PRでの使用例】







段ボール



テープ

<問い合わせ先>

県マーケティング課マーケティング企画班TEL 054-221-2808